

鳥取県立県民文化会館避難口誘導灯の消灯手続きについて

1 避難口誘導灯を消灯できる施設

梨花ホール及び小ホールの2施設です。

2 消灯できる誘導灯の範囲

- (1) 消灯できるのは、避難口誘導灯のみです。足元灯は入場者の出入りの安全を確保するために必要な設備であるので消灯はできません。
- (2) 入場者の客層（高齢者や子供）や公演内容によって消灯が危険と認められる場合は消灯できません。

3 消灯の条件

- (1) 避難口誘導灯の点灯が演出上特に障害となる時間帯に限定してください。

区分	開幕前	開演中の必要部分	休憩	開演中の必要部分	終演	終了
客席照明	点灯	調光開始 (明→暗)	調光開始 (暗→明)	調光開始 (明→暗)	調光開始 (暗→明)	点灯
誘導灯	点灯	消灯	点灯	消灯	点灯	点灯

- (2) 消灯時の観客の入場等について、主催者の責任において、各避難口の客席側に最低1名以上の避難誘導員を配置し、舞台監督、会館職員と密に連絡をとり合い、非常時に備えてください。
※ただし、施錠等により使用しない客席がある場合は、その客席の配置人数は除いてもかまいません。

各客席 避難口 の数	1 F 客席 → 4カ所	※会館職員が消灯時間帯に避難誘導員の配置状況を確認するため入場することがありますので、ご了承ください。
	2 F 客席 → 4カ所	
	3 F 客席 → 4カ所	

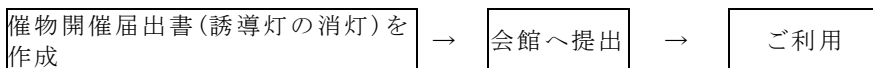
- (3) 公演開始前に、消灯に関する場内放送（参考、別紙カゲアナウンス原稿）を最低2回行い、来場者に対し周知してください。

4 避難口誘導灯の消灯及び点灯方法

- (1) 消灯及び点灯は、当会館の職員が調光室の操作卓により手動で行います。
- (2) 非常時には、火災報知設備と連動して自動的に避難口誘導灯が点灯します。
- (3) 休憩時及び終演時には、客席照明と連動して自動的に避難口誘導灯が点灯します。
- (4) 危険防止のために点灯が必要と認められる場合は、当会館の職員が手動で点灯します。

5 消灯の手続き

- (1) 利用日の5日前までに次のとおり手続きを行ってください。



- (2) 添付書類として「消灯タイムスケジュール」「人員配置計画書」「人員名簿」が必要となります。